

11月20日 2013年(平成25年)
(毎月3回発行)

THE HODHO NIPPO
報 道 日 報

報道日报社
発行人=矢吹ゆうじ
事務所=市川市大洲3-16-13
電 話=047-378-6899(FAX兼用)

ライオンズクラブ元代表 理事の悪質な違法改造問題

殺人ビルとなった「ダイカンプラザB館」(東京都新宿区)

同ビル管理組合が原状回復を求めて東京地裁に提訴

小紙4月1日号で報じた「ダイカンプラザB館」(東京都新宿区)の違法改造問題。これはライオンズクラブの国際理事も歴任したこともある山浦晟暉氏が、私利私欲のため違法な改造を繰り返していたものだ。これによって同ビルは耐震性に加えて、防災上の重大なる問題が生じ極論すれば「殺人ビル」の様相を呈している状態が続いているのだ。このため同ビル管理組合では、何度も山浦氏に原状回復も求めていたが、同氏はこれをまったく無視。この「ダンマリ戦術」に業を煮やした管理組合が、ついに提訴に踏み切った。

耐震構造上および消防法でも明らかな「違法建物」

この問題を、ひとりでというものだ。例えば「ダイカンプラザB館」の1部を、違法に改造した結果、そんな「単純改造」のため、同ビルが「違法建物」になった。明し、4月にレポートし



山浦晟暉・元ライオンズクラブ国際理事(当時)

その内容を足早に振り返ってみる。違法改造を繰り返したのは、ライオンズクラブの東京地区(3301A地区)の元代表理事で、国際理事も務めたことのある山浦晟暉氏。違法改造の具体的な箇所および内容などについては後述するが、これを検証すると、山浦氏の意図と背景が、くっきりと浮かび上がってくる。それは1階に入居する「セブンイレブン」の利益、恩恵を受けるよう導くものだったことに行き着く。

実は、この1階店舗の「大家」は、山浦氏の妻が代表を務める(株)富士観光なのである。そして同社はライオンズクラブが、2階部分を事務所として購入した時期に、それを取得している歴然とした事実がある。つまり、山浦氏はライオンズクラブの事務所購入(2階部分)を隠れみ入りに、妻が1階部分を購入した後、店舗として利用しやすいように、勝手に違法改造を施したという構造だ。

この「セブンイレブン」の入居に関する疑惑が、ある流通専門誌の記事だ。「いわゆるコンビニが出店する場合、年齢別人口の店舗のため」と前記する。山浦氏のこんな悪質な「管理組合の要求を全く無視大惨事に結び付く違法建物」



「ダイカンプラザB館」の1階部分に入居するセブンイレブン

過去に、こうした違法改造が摘発され、メディアを騒がした事例は数多くある。この火災事故は、建物内の防火扉の殆どが、正常に作動せず、10人が死亡したのだ。簡単に言うと、避難経路が遮断したのが原因だ。同ビルでは、建築基準法に違反する改造工事、無許可工事が発覚、東横インは行政指導の下、原状回復を余儀なくされた。

同時に、東横インの関連会社である東横イン開発の建築士が、違法ホテルを建築したとして、

前述したように、管理組合や区分所有者が、火災事故への懸念を示すのは理解できる、というものだ。

このほか火災事故は、広島県福山市の「ホテルプリンス」でも起きていた。昨年5月のことである。

こちらも7名が死亡する大惨事となったのだが、火災の原因は、違法な増築である。

法廷で違法改造が白日の下に

ところが、山浦氏らは先の管理組合の再三にわたる要求を、まったく無視の沈黙だ。

この山浦氏の姿勢に、業を煮やした組合は、この問題をついに法廷に持ち込んだ。

去る10月、山浦氏らに原状回復と損害賠償を求め、東京地裁への提訴に踏み切ったのである。

同問題での取材を振り返ってみると、山浦氏がライオンズクラブの事務所(2階部分)および富士観光(前記、山浦氏の妻が経営)が、1階部分を購入してからは、管理組合とのイザコザが絶えなかった。

実は山浦氏に対する訴訟は、今回で3度目だ。今回の裁判の結果がどうなるかは分からないが、そもそも3回も、訴えられること自体が尋常ではない。

しかも前述したように山浦氏は、ライオンズクラブの代表理事、国際理事を歴任した人物なので

「当B館建物の歴史に残る悪質な区分所有者」とは、もちろん山浦氏を指す。

ある。

周知のとおりライオンズクラブといえば、世界最大の奉仕団体だ。

それだけネームバリューがあるのに加えて、まさか同クラブの代表理事だった人物が「そんな悪質なこと」を、ということ、一連のゴタゴタ劇は、1部大手週刊誌が取り上げたこともある。

最後に、同ビル管理組合が裁判所に提出した「陳述書」には、こんな一文があることを書き残しておく。

「――多数の違法行為は、区分法等と判例に違反する極めて悪質な行為であり、当B館建物の歴史に残る悪質な区分所有者であり、自己の利益しか考えず、区分法第6条の共同の利益を一切考えない被告は、区分所有者として失格とすべきである」

「当B館建物の歴史に残る悪質な区分所有者」とは、もちろん山浦氏を指す。

「当B館建物の歴史に残る悪質な区分所有者」とは、もちろん山浦氏を指す。